

自立相談サポートセンターの概要及び相談支援員の勤務内容等について（嘱託職員）

R5.2

日立市社会福祉協議会

1 業務内容

生活や就業などの困りごとや不安を抱えている方の相談窓口となる「日立市自立相談サポートセンター」において、専門相談員として相談者の状況に応じた継続的な相談・就労支援等を通じ、経済的・社会的自立を促進し、困窮状態からの早期脱却を図る事業です。

具体的には、家計の状況や失業、引きこもりや心の病気などにより生活が困窮している方（世帯）に寄り添い、関係機関や専門職と連携しながら広く相談に応じ、自立した生活が送れるように支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減収した世帯や失業した世帯を対象とした、国の「生活福祉資金特例貸付制度」を利用した世帯への生活支援や償還に関する相談に応じます。

なお、主な業務は次のとおりです。

- (1) 窓口相談・相談者宅へ出向いて（アウトリーチ）の相談
- (2) 生活上の問題・悩みの確認、整理
- (3) 各種生活の課題解決に向けたサービス・制度とのマッチング、手続き支援
- (4) 市役所各課やハローワーク、専門機関等との連携・調整や打ち合わせ
- (5) 上記業務に関する関連会議の主催・運営
- (6) その他の業務

2 業務場所 日立市自立相談サポートセンター

場所：日立市役所2階（山側）社会福祉課内（助川町1-1-1）

3 職員体制 正職員1名、嘱託職員4名（5名体制）

4 募集人員 嘱託職員1名

5 雇用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（更新の場合あり）

6 業務日等 週5日（月～金）1日7時間勤務（午前9時から午後5時まで）

※昼休みは、1時間

ただし、土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

7 給与 ・給料 188,992円/月

・賞与（期末手当）

6月：給料月額1.2月

12月：給料月額1.2月

※賞与支給にかかる基準日において、算定期間（前6か月）に満たない場合、期間率が発生します。

・通勤手当支給（本会規定による）

8 保険等 社会保険・労働保険加入、健康診断有 有給休暇